

平成20年度診療報酬改定に係る検討状況について(現時点の骨子) ※一部抜粋

平成20年度診療報酬改定に係る検討状況について
(現時点の骨子)

平成20年1月18日
中央社会保険医療協議会

中央社会保険医療協議会は、診療報酬基本問題小委員会において、以下のとおり、平成19年10月3日から平成20年1月18日までの計21回にわたり、平成20年度診療報酬改定を視野に入れて、診療報酬調査専門組織の調査結果等を踏まえつつ、前回改定までの中医協における議論の経緯から引き続き検討することとされた事項等について調査・審議を行ってきた。この間の検討状況について、社会保障審議会医療保険部会及び医療部会において策定された「平成20年度診療報酬改定の基本方針」に沿って、「現時点の骨子」として取りまとめた。

【緊急課題】産科や小児科を始めとする病院勤務医の負担の軽減

緊急課題一 産科・小児科への重点評価について (略)

緊急課題二 診療所・病院の役割分担等について (略)

緊急課題三 病院勤務医の事務負担の軽減について (略)

緊急課題四 救急医療対策について (略)

I 患者から見て分かりやすく、患者の生活の質(QOL)を高める医療を実現する視点

I-1 医療費の内容の情報提供について

診療報酬上の算定項目の明細書について、オンライン請求義務化の対象となる病院については発行するための事務処理体制が整っていると考えられることから、実費徴収を認めつつ、患者の求めに応じて、明細書の発行を義務付ける。

I-2 分かりやすい診療報酬体系等について

- (1) 患者から見て分かりやすい医療を実現する観点から、診療報酬体系の簡素化を図る。
- (2) 後期高齢者医療に係る診療報酬点数表について、診療報酬体系の簡素化を図るため、一般の診療報酬点数表との重複を排除して同表の中に盛り込む。
- (3) 診療報酬上評価されている医療のうちには、実際に提供されているが、患者が明確に分らないままに費用を負担しているものもあるとの指摘があることを踏まえ、個々の診療報酬項目の名称が提供されている医療の内容を分かりやすく表記したのものとなっているか、点検を行う。
- (4) (略)
- (5) 平成19年4月の疾患別リハビリテーション料に係る一部見直しにより導入された通減制や医学管理料について、患者一部負担がリハビリテーションを受ける時期により異なってくるなど患者にとって分かりにくいとの指摘があることから、以下の通り見直す。(以下略)
- (6) 患者から見て分かりやすい診療報酬体系とするため、標準的な治療方法が確立しており、手術に伴う入院期間及び投入コストにおいて大きな変動がないものについて、1手術単位での支払方式を導入する。
- (7) 病理学的検査の重要性にかんがみ、患者に対して適切に情報提供を行うため、現在第3部の中で

評価されている病理学的検査を、「第13部 病理診断」として改めて評価する。併せて、主に急性期医療に関する特定入院料において包括して評価されている項目のうち、病理学的検査診断・判断料を、包括範囲外として出来高で評価を行う。

I-3 生活を重視した医療について (略)

I-4 保険薬局の機能強化について (略)

II 質の高い医療を効率的に提供するために医療機能の分化・連携を推進する視点

II-1 質が高い効率的な入院医療の推進について (略)

II-2 質の評価手法の検討について

- (1) 今後の急速な人口高齢化による脳卒中患者の増加等に適確に対応するため、回復期リハビリテーション病棟の要件に、試行的に質の評価に関する要素を導入し、居宅等への復帰率や、重症患者の受入れ割合に着目した評価を行うとともに、病棟におけるリハビリテーションの実施状況を踏まえて、当該病棟における医師の専従配置を緩和する。
- (2) (略)

II-3 医療ニーズに着目した評価について (略)

II-4 在宅医療の推進について

- (1) 半径4キロメートル以内に診療所が存在しない病院について、在宅医療の主な担い手となっていることに着目し、在宅療養支援診療所と同様の評価を行う。
- (2) 及び(3) (略)
- (4) 訪問看護については、後期高齢者とそれ以外の患者とで同様のニーズがあると考えられることから、後期高齢者における対応を75歳未満の者に対しても導入する。

II-5 精神障害者の療養生活支援について (略)

II-6 歯科医療の充実について

- (1) 歯科医療の特性を踏まえた口腔全体の指導管理体系や患者から見て分かりやすい指導管理体系を構築するため、指導管理体系の見直しを行う。
- (2) 歯科治療における診療指針等の見直しを踏まえ、歯周疾患の治療体系及び有床義歯の管理の評価体系の見直しを行う。
- (3) 病院歯科の機能評価について、専門的な歯科診療機能を有する病院としての機能を明確化する観点から、地域歯科診療支援病院の施設基準を見直し、適切な機能評価を行う。
- (4) 歯科診療における患者への文書による情報提供の在り方について、診療報酬改定結果検証部会の検証結果等を踏まえ、算定要件とされる項目、情報提供を行う頻度、提供される情報の内容等について検討を加え、必要な見直しを行う。
- (5) (略)
- (6) 歯科診療報酬体系の簡素化を図る観点から、以下の措置を講ずる。
 - ① 一つの治療技術として定着している関連性・共通性の高い複数の技術について、一体的に再評価を行う。
 - ② 医科診療報酬における見直しと同様に対応が求められる技術について、必要な評価の見直しを行う。

③ 歯科治療上の重要度、難易度、必要時間等に係る調査結果を踏まえて、既存の歯科医療技術の評価の見直しを行うとともに、一部の処置及び手術等に係る技術について、基本診療料において包括的に評価する。

II-7 調剤報酬の見直しについて (略)

III 我が国の医療の中で今後重点的に対応していくべきと思われる領域の評価の在り方について検討する視点

III-1 がん医療の推進について (略)

III-2 脳卒中対策について (略)

III-3 自殺対策・子どもの心の対策について (略)

III-4 医療安全の推進と新しい技術等の評価について

- (1) 医療機関における医療機器の安全確保や適正使用を一層推進するため、特に安全管理の必要性が高い、生命の維持に直接関与する医療機器の専門知識を有する臨床工学技士が配置された医療機関において、生命維持管理装置を用いて治療を行った場合の評価を創設する。
- (2) (略)
- (3) 入院患者に対する薬剤師の薬学的管理及び指導について、投与量の加減により重篤な副作用が発現しやすい薬剤(ハイリスク薬)を使用する患者及び特定集中治療室管理料等の算定対象となる重篤な病状の患者に対して実施した場合を重点的に評価するとともに、有床診療所において病院と同等の施設基準を満たす場合に病院と同様の評価を行う。
- (4) 手術に係る点数について、高度な専門性及びその集約性が求められる手術の評価を引き上げる。
- (5) 及び(6) (略)
- (7) 先進医療専門家会議における検討結果を踏まえ、先進医療技術の評価を行い、保険導入を行う。
- (8) 診療報酬調査専門組織の医療技術評価分科会における検討結果を踏まえ、医療技術の評価及び再評価を行い、新規技術の保険導入又は既存技術の診療報酬上の評価の見直しを行う。

III-5 イノベーション等の評価について (略)

III-6 オンライン化・IT化の促進について

- (1) オンライン請求促進を目的として設定されている電子化加算について、平成20年4月から開始されるオンライン請求義務化の段階実施に対応して、義務化されていない医療機関がオンライン請求を行った場合に限り算定できることとする。
- (2) 電子点数表への適切な対応も考慮に入れて、診療報酬点数表の体系全般について点検を行い、ロジックの明確化を徹底する。

IV 医療費の配分の中で効率化余地があると思われる領域の評価の在り方について検討する視点

IV-1 新しい技術への置換えについて

- (1) 医師による診断と適切な指導があれば患者本人又は家人により行うことが可能であり、必ずしも医師等の医療従事者による高度な技術を必要としない処置について、基本診療料において包括的に評価する。併せて、耳鼻咽喉科及び皮膚科領域に